平成３０年（フ）第２２８号
仙台市泉区長命ケ丘３丁目32番地の10　ＳＴハイツⅡ－105、従前の住所仙台市泉区長命ケ丘東13番地の８
債務者　渡邉まき子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
福島市北沢又字日行壇９番地の４、従前の住所福島市御山字中屋敷115番地の４サンハイツＫ　A103号
債務者　柳田　進一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第３９号
茨城県つくば市谷田部2009番地１　谷田部奥沢住宅２－１、前住所茨城県常総市蔵持746番地６
債務者　福田　良宏
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第５８号
茨城県古河市横山町２丁目14番12号　レピュートゆたか201号
債務者　篠原　　宏
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第６１号
茨城県古河市東牛谷374番地１　Ｂｌｏｓｓｏｍ　Ｃｏｕｒｔ　A101、前住所茨城県猿島郡境町2177番地26
債務者　髙橋　伸行
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第３３号
新潟市北区名目所３丁目1439番地４
債務者　杉山　大起
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６３号
新潟市東区江南４丁目３番地14　エスペランス江南Ｅ号
債務者　田中　　勲
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８１号
新潟市中央区京王１丁目13番１号　プレジールさがみ105号
債務者　関　　太一
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８５号
新潟市西区小針台８番７号　ブロードウェイ102
債務者　須貝　三也
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９０号
新潟市東区寺山１丁目５番66号　大橋借家
債務者　佐藤　和雄
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９１号
新潟市東区寺山１丁目５番66号　大橋借家、住民票上の住所新潟市東区竹尾３丁目20番11号
債務者　村瀬　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０１号
新潟市東区石山５丁目１番１号　コーポラス純102号
債務者　向川　裕三
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０２号
新潟市秋葉区新津本町３丁目17番14号　栄コーポ205号
債務者　大井　大樹
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
石川県七尾市中島町塩津４部41番地１、従前の住所神奈川県平塚市横内3228番地
債務者　関　　克憲
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第８３号
山梨県甲府市湯村３丁目23番Ｃ－404号
債務者　有馬スミ子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８８号
山梨県中央市布施168番地１　タウンアスカＢ－102
債務者　松本　義仁
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係